

江東区剣道連盟大会開催における

コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針と大会ガイドライン（2025 年 01 月版）

参考

日本スポーツマスターズによる新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

全日本剣道連盟：（主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン）

（主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン 令和 5 年 7 月 12 日）

（稽古に関する感染予防ガイドライン 令和 5 年 6 月 2 日）

感染予防ガイドライン 令和 6 年 9 月 1 日

東京都剣道連盟：（大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン）

（面マスクの着用について 令和 5 年 3 月 10 日）

1. 本方針の目的

本方針の目的は『将来へ剣道を続けること』、『剣道大会開催が新型コロナウイルス感染拡大を誘発させないこと』にある。日本政府も、令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけを 2 類から 5 類に引き下げるなど、収束の方向に向いている。2024 年 12 月現在、インフルエンザやマイコプラズマなどの感染が広がっており、その中で新型コロナにおいても変異株の感染拡大の兆候がわずかながらある。

全日本剣道連盟（以下「全剣連」）では、感染症予防のために『感染症予防ガイドライン（以下、全剣連ガイドライン）』を 2024 年 9 月 1 日に策定した。これに伴い、新型コロナ感染関連の「稽古に関する感染予防ガイドライン」、「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」、「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」が廃止となった。剣道の稽古・試合では飛沫を発生し、呼吸器感染症の拡散するリスクがあるので、『全剣連ガイドライン』に沿って稽古、大会、審査会等（以下、行事）行われるように努める。

ガイドライン

1. 行事の参加について

- ・以下に該当する者は行事への参加を控えること。

- ① 体調がよくない場合、体調が普段と異なる場合（症状がなくても感染している場合があるため）
- ② 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 同居家族や身近な知人に感染症が疑われる者がいる場合も慎重に判断すること

- ・基礎疾患がある者はあらかじめ主治医の了解を得ること。

基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

（留意事項）高齢者が感染した場合、重症化しやすく、死亡率も高いため、65 歳以上の場合は稽古等の行事への参加について慎重な判断を行うこと。

裏面に続く

2. 行事の前の感染対策

- ① 手洗い、アルコール等による手指の除菌を行う。
- ② 更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う。
- ③ 床の湿式清掃もしくはモップ掛けを行う。その他にも共用のものについても、除菌を行う。

日常生活においても、手洗い、消毒、換気などの対策を心掛け、発熱や咳、倦怠感等の症状を認めた場合には、速やかに医療機関を受診することを勧めます。

3. 剣道の実施にあたって

- ① 面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。
- ② 大会の審判員のマスクやシールドの着用は不要とする。
- ③ 審査会において審査実施時は、審査員・立会者・係員はマスクを着用する。休憩時間のマスク着脱は本人の任意とする。実技審査合格者の日本剣道形の審査においては、マスクの着脱は任意とする。
- ④ 居合道・杖道においては、マスクの着脱は任意とする。
- ⑤ 稽古場所・会場等においては、できるだけ工業用扇風機を用いて通風・換気を行う。

4. 行事の後の感染対策

- ① 更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う（複数名で外飲食する場合も同様）。
- ② 面マスク、使用済みのシールドの洗浄、除菌を行う。剣道着・袴・手拭いも都度、洗濯や除菌を行うことが望ましい。
- ③ 剣道具（特に面、小手）の除菌を行う。
- ④ 洗顔、手洗い、うがい、アルコール等による手指の除菌を行う。

5. 大会に参加した選手・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応

（１）大会終了後、１週間以内に医師により罹患と診断された場合は、江剣連事務局へ連絡する。

江東区剣道連盟 足立至弘

メールアドレス kanx2_akashiya@ybb.ne.jp

〒135-0048 江東区門前仲町 2-7-8 携帯 090-3574-4881

（２）必要に応じて江剣連は感染症の専門家に相談する。